

様式第1（第2条関係）イ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届

2022年 02 月 25 日

農林水産大臣 殿

環境大臣 殿

住所 山梨県南都留郡忍野村内野字鞍越 3390-1

氏名

富士忍野名水株式会社

代表取締役 小林勇

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・山梨県南都留郡忍野村内野字鞍越 3390-1
富士忍野名水株式会社 代表取締役 小林勇

2 製造業者にあっては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地

・山梨県南都留郡忍野村内野字鞍越 3390-1
富士忍野名水株式会社

3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地

（1）販売事業場

・東京都府中市住吉町 3-56-8
多摩岡産業株式会社

（2）保管施設

・山梨県南都留郡忍野村内野字鞍越 3390-1
富士忍野名水株式会社

4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類

・犬、猫

5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日

・2022年3月15日

6 輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨
輸出用を含む

